

公報

○太政官通牒第二十號
本年四月九號布達印紙賣捌規程第十條左ノ通更正ス
第十條 賣捌人ニシテ左ノ事項ニ該ル者ハ賣捌規程ノ印
紙類及ビ賣捌規程ノ修正案ハ賣捌規程ノ印
紙ノ賣捌規程ノ代金ハ返付シ之ニ對スル當初下渡
ノ手数料ハ返納ス

一 應給停止ノ時
一 廢業シタル時
一 此規程ニ背キ營業禁止又ハ停止セラレタル時
明治十七年八月二十日
大政大臣 三條實美
大藏大臣 山縣有朋
華族一級

○宮内省通牒第七號
華族元服之儀ハ明治五年百三十七號公布之通牒モ有之候處自
今届出ルニ及ビ此旨相違候事
明治十七年八月二十日 宮内卿 伊藤博文

○東京府告示乙第百三十四號
今般陸軍軍醫講習生四十名召集相成候條入學志願ノ者ハ來
九月十五日限リ願出ラセシ此旨告示候事
但願書式及ビ檢査格例手續等ハ其郡區役所戶長役場ニ就
キ承合ス

○東京府知事芳川順正代理
東京府大書記官藤林綱男
明治十七年八月十九日

時事新報

本日ノ雜報ニ記載スル如ク去月廿五日以來清國上海ニ於テ
清國全權大臣兩江總督曾國荃ト佛國全權公使「パナノト
ル」トノ間ニ辨難シツ、アル郎松事件價金要求ノ談判モ遂
ニ調和ニ至ラズ曾氏ハ決テ上海ヲ去リ去リトナリ今
日談判タルヤ其事理簡明明白ナルモ拘ハラズ悠悠三週
日餘ノ日子ヲ空費シテ未ダ何レトモ決着スル所アラズ支那
政府ノ優柔不斷ハ蒙テ期スル所ナラシテ以テ當初ハコレヲ見
テ左マテ退屈ノ心モナカリシト雖モ人ノ幸抱ハ自カラ程
限ノアルアラバ近日ニ至リテハ坐ニ欠伸坐睡ヲ催ス折
柄忽チ談判破裂會氏去リトノ報知アリ左スレバ今日ノ清佛
事件モ一概ニ等閑視スベキコトアラズ時宜ニ由リテハ隨分東
洋社會ノ一大變動ヲ惹起スニ至ルモアラン今ヨリシテ又
決シテ經忍ヲ看過スベカカラザルナリ
抑モ今回ノ郎松事件ナルモノヲ回顧スルニ本年五月中旬
ナリシ天津ニ於テ北洋通商大臣李鴻章ト總督「パナノト
ル」トノ間ニ東京爭奪ニ關スル清佛兩國ノ紛議ヲ和解シテ和親
條約ヲ取結ビ其約中ニ在東京ノ支那軍ハ早々支那ノ國境
内ニ退去スベシトノ一章ヲ加ヘ置キタリ然ルニ同月ノ下旬
ニ至リ在東京支那軍ノ一將「ヤニセイ」ト云ヘルハ一隊
ノ兵ヲ引奉テ支那軍ノ據守スル郎松城ニ來リ天津ノ條約
アリテハ郎松城ヲ退去シテ命シタリト雖モ據守ハ未ダ支
那政府ヨリ何分ノ沙汰ナキニ唯今據守ヲ明シテハ承
知セシト答ヘタルニ佛將ハ威迫ヲコレヲ承知セシメント
支那軍ヲ退去シタルガ事ヲ索償請フナリト云フハ實
ニ支那軍ノ要求ノ通シテ支那軍ヲ退去シタルハ實
ニ支那軍ノ要求ノ通シテ支那軍ヲ退去シタルハ實

實行ニ難キニ付五六日ノ猶豫ヲ給ハレベシト其人買コトナ
三名ノ支那人ヲ送リテ佛軍ノ陣營ニ到ラセタリ然レニ佛
將ハ其請ヲ所テ容レズ僅カニ一時間ノ猶豫ヲ與ヘ此期間内
ニ必ズ退出スベシト命シテ支那軍徒ハ不利ノ伏兵ヲ散
ケテ佛軍ノ陣路ヲ要シ佛軍ノ死傷白名ニ近カリシト云ヘ
リ斯ノ如ク郎松城爭奪ノ實況ハ兎角ニ明白ナラズト雖モ此戰
争ニ支那軍ガ勝利ヲ得タルノ一事丈ケハ必ズ事實ナルベシ
此報知ノ佛國ニ達スルヤ佛國政府ハ赫トシテ大ニ怒リ支那
政府ハ天津ノ條約ニ違背シテ佛軍ヲ擊撃セタリ最初天津ノ
和議ノ如キモ佛國ハ勉メテ穩便耐忍ヲ旨トシ價金ヲモ要求
セザリシ程ナルニ彼レ怒レテ此不法ノ舉動アリ條約違
背ノ罪決シテ宥恕スベカラズト直ニ二億五千萬佛(五
千萬圓)ノ價金ヲ要求シ支那政府ハ之ニ答ヘテ天津條
約ニ違反ノ約束ニ終結ノ約束ニアラズ然レテ東京ノ佛
將ガ郎松ノ支那軍ヲ退去セシメントシタルハ條約ニ違背
タルモノナリ好シ本條約ノ確定ヲ待タズ條約ノマ、コ約
束ヲ執行スルコトスルモ在東京ノ支那軍ヲ引拂フハ成ルベ
ク速カク取計フベシト云フマデノコト決シテ條約違背
印ノ日ヲ以テ其期日ト定メタルコト然レテ東京ノ佛將
ハ天津條約ノ報知ヲ聞ク均シク郎松城ノ明け渡シヲ迫リ
兵力ヲ以テコレヲ強ヒントシタルハ條約ニ違背シタルモノ
ナリ若シ郎松事件ニ關シテ價金ヲ要スルモノナランコトハコレ
ヲ出ス者ハ佛國政府ニシテコレヲ取ル者ハ支那政府タルモ
レ今佛國ニシテ條約要領ノ沙汰アルハ事理ヲ顛倒シタルモ
ノナリト云フヨリシテ此談判ハ中々ニ纏マルベキ模様ナリ
然ルニ支那政府ハ自カラ内ニ省ミテ其國力ノ微弱ナルヲ知
ルガ故ニ眼前佛國政府ガ無理非道ノ要求モ斷然コレヲ拒絶
シテ我權理ヲ全クスルノ勇氣ナク遂ニ五十萬圓(七十萬圓
計)ヲ出シテ佛軍ノ死傷者ニ賠償スベシト申出シタリ然
レハ佛國ノ大望ハ固ヨリ數十萬ノ金ヲ以テ鎮靜ヲ得ベキ性
質ノモノニアラズ退テ其要求金額ヲ最初ノ三分一ニ減少
一時寛容ノ外貌ヲ收ヒシト雖モ未ダ支那政府ノ確答ヲ得
ズルノ前ニ急ギ台詞ノ一語ヲ確撃セテ其實際ノ効力ヲ取消シ
腕力ノ外ハ到底此紛議ヲ解クベキモノナキに至リシ地位
ニ陥レタリ斯クテ數日開辦難詰實ノ後遂ニ此談判ハ不調
條事件ノ概史ニシテ

郎松事件ハ其由佛國ニ在リトハ佛國人ヲ除クノ外歐米東洋
諸國一般ノ輿論ニシテ獨リ支那人ノ揚言主張スルノモノ
アズ斯ノ如ク是非曲直ノ明白ナル論ヲモハラズ支
那政府ハ何ノ憚ル所アリテ支那軍ヲ驅逐シタルハ其
任セテ更ニ己レノ權利利益ノ何物タルヲ辯護セザルガ如
ク支那政府ノ内ニ省ミテ大ニ苦慮スル所ハ其兵力未ダ
以テ佛國ニ抗スルニ足ラザルベシト云フニ在ラン當ニ歐兵
ノ恐ルベキコトナラズ一旦外國ト開戦ノ上ハ兼テ國內各方
ニ激變アルニ憂ヘ白蓮教徒、三合黨等ノ不平ノ徒ハコレ

ヲ煽動シテ反旗ヲ翻ヘ向テ外患ヲ聯シテ四百餘州國
分五裂ノ慘狀タルノ不幸アラント云フニ在ラン如何ニモ
支那政府ノ苦慮スル如ク兵力ノ不足モアラン内亂ノ恐モア
ラン此際安リコト外國ト整テ開カバ兵敗レテ主權カシメラル、
ハ勿論或ハ國土人民ヲ擧テ他人ノ有ニ歸スルノ不幸ア
ルヤモ測ラレズト雖モ然レテ又顧ミテ世界ノ實勢ヲ察スル
ニ若シ支那政府ニシテ今ノ儘ノ卑屈柔弱政略ヲ數年堅持
續スルコトアランコトハ其政府ノ顛覆ハ勿論其國土人民ヲ擧ケ
テ他人ノ有ニ歸スルベシト去ラルベキハ疑ハレタリ見ルヨリモ明
白ナラン國土亡ホシ身ヲ失フハ國家ノ大事ナリ苟クモ此
大事件ニ關係アル事ハ容易ニコレノ手ヲ下スベカラザルコ
ト論ナリト雖モ敵ト戰フモ國ヲ失ヒ戰ハザルモ亦國ヲ失フ
ト定マリタル以上ハ是非モナキ運命ナリト觀念シ坐シテ自
滅ノ日ヲ待タランヨリ軍ヲ自カラ遣ヒテ一戰ヲ試シ死地ニ陷
レテ生ヲ求ムルノ謀ヲ爲スベキナリ佛國何程ニ強暴ナリト
雖モ不平ノ徒何程ニ衆多ナリト雖モ土地四百四十萬方英里
人口三億七千萬有スルノ大帝國ガ死力ヲ致シテ其防禦ヲ
争ハンコト容易ニコレヲ止ボスコト能ハザルベシ或ハ却テコ
レガタメニ士氣ヲ振作シ前敵ノ空襲ヲ一掃シ儘カコト國土人
民ノ一部分ヲ失フノミニシテ殘餘ノ部分ヲ以テ新ニ健全ナ
ル一帝國ヲ起スコト得ルヤモ知ルベカラザルナリ支那政府
タル者ハ斷シテ戰フベシ和スベカラズ今ヤ支那政府ガ無用
ノ談判ヲ廢シテ其全權使臣ヲ召還シタルハ其處置甚ダ當
得タルモノナリ此上ハ唯一戰一戰以テ佛國ト曲直ヲ争フノ一
事アルニ我輩ハ支那政府ノ爲メニ謀リテ飽クマテ其決心
ノ堅固ナランヲ希望スルナリ

○八月十九日天津發 二名の欽差委員は昨日北京へ向ひ當
地を出立したり佛國との紛議は平和に歸すべき望なし(按
する本文二名の欽差委員とは先頃今回の紛議に關し李鴻
章と協議を遂ぐべき爲先に清廷より天津へ派遣されたる總
理衙門の大臣錫珍、慶壽恒の二人を指すを本月六日發見
字林報に前に天津に派遣される錫珍慶壽恒の二人は別
々查辨をせざる事件の起るを待ち北京に回リて其職
に供すべしとの上諭ありし由を載せれば今回其命を奉し
て北京に歸りたるならん)

○清佛の談判破裂したり 昨日の朝上海より東京に或る方
へ達したる電報に上海にて去月下旬以來佛國公使「パナノ
トル」氏と清國全權大臣曾國荃との間に商議中なりし兩國の
談判は遂に破裂し曾氏は上海を去りたりとあり其電文の
要は左の如し
談判ハ俄チ會同室ハ上海ヲ去リ
新ク和議不調の上は必ずこれに引續きて兩國開戦の沙汰ハ
事ナラズ曾氏は今日以後佛國の鐵道を受取るべき事ヲ決

○省院臨幸
各省總督への臨幸
はされて親しく
に御内決り
○小松宮 同
近傍より出立
日午前六時四
殿ありたり
○賢所參拜 外
赴任するに付
於て酒饗を下
○皇居御遊覽公
一區は皇居御
第三區は宮内
められしやに
○御遊覽場 皇
御遊覽場を設
御遊覽場
○檢査院長 海
翌十八日長崎
○轉任の噂 森
後任之内務大
たり
○代理を解く
林同大書記官
○秋田縣令 赤
歸省し此程出
歸任せり
○憲兵本部長
部次長憲兵少
○歸京 藤に古
る東京大學教
縣下へ出立し
十八日歸京し
○井上操氏 司
用掛(月俸九十
課にて管理せ
と云ふりる由
昨日限り廢止
○學術檢査 藤
陛下上官の學
○有爵者表 藤
を記載するに
○京都の警備

○省院臨幸
各省總督への臨幸
はされて親しく
に御内決り
○小松宮 同
近傍より出立
日午前六時四
殿ありたり
○賢所參拜 外
赴任するに付
於て酒饗を下
○皇居御遊覽公
一區は皇居御
第三區は宮内
められしやに
○御遊覽場 皇
御遊覽場を設
御遊覽場
○檢査院長 海
翌十八日長崎
○轉任の噂 森
後任之内務大
たり
○代理を解く
林同大書記官
○秋田縣令 赤
歸省し此程出
歸任せり
○憲兵本部長
部次長憲兵少
○歸京 藤に古
る東京大學教
縣下へ出立し
十八日歸京し
○井上操氏 司
用掛(月俸九十
課にて管理せ
と云ふりる由
昨日限り廢止
○學術檢査 藤
陛下上官の學
○有爵者表 藤
を記載するに
○京都の警備

○省院臨幸
各省總督への臨幸
はされて親しく
に御内決り
○小松宮 同
近傍より出立
日午前六時四
殿ありたり
○賢所參拜 外
赴任するに付
於て酒饗を下
○皇居御遊覽公
一區は皇居御
第三區は宮内
められしやに
○御遊覽場 皇
御遊覽場を設
御遊覽場
○檢査院長 海
翌十八日長崎
○轉任の噂 森
後任之内務大
たり
○代理を解く
林同大書記官
○秋田縣令 赤
歸省し此程出
歸任せり
○憲兵本部長
部次長憲兵少
○歸京 藤に古
る東京大學教
縣下へ出立し
十八日歸京し
○井上操氏 司
用掛(月俸九十
課にて管理せ
と云ふりる由
昨日限り廢止
○學術檢査 藤
陛下上官の學
○有爵者表 藤
を記載するに
○京都の警備

○省院臨幸
各省總督への臨幸
はされて親しく
に御内決り
○小松宮 同
近傍より出立
日午前六時四
殿ありたり
○賢所參拜 外
赴任するに付
於て酒饗を下
○皇居御遊覽公
一區は皇居御
第三區は宮内
められしやに
○御遊覽場 皇
御遊覽場を設
御遊覽場
○檢査院長 海
翌十八日長崎
○轉任の噂 森
後任之内務大
たり
○代理を解く
林同大書記官
○秋田縣令 赤
歸省し此程出
歸任せり
○憲兵本部長
部次長憲兵少
○歸京 藤に古
る東京大學教
縣下へ出立し
十八日歸京し
○井上操氏 司
用掛(月俸九十
課にて管理せ
と云ふりる由
昨日限り廢止
○學術檢査 藤
陛下上官の學
○有爵者表 藤
を記載するに
○京都の警備

○省院臨幸
各省總督への臨幸
はされて親しく
に御内決り
○小松宮 同
近傍より出立
日午前六時四
殿ありたり
○賢所參拜 外
赴任するに付
於て酒饗を下
○皇居御遊覽公
一區は皇居御
第三區は宮内
められしやに
○御遊覽場 皇
御遊覽場を設
御遊覽場
○檢査院長 海
翌十八日長崎
○轉任の噂 森
後任之内務大
たり
○代理を解く
林同大書記官
○秋田縣令 赤
歸省し此程出
歸任せり
○憲兵本部長
部次長憲兵少
○歸京 藤に古
る東京大學教
縣下へ出立し
十八日歸京し
○井上操氏 司
用掛(月俸九十
課にて管理せ
と云ふりる由
昨日限り廢止
○學術檢査 藤
陛下上官の學
○有爵者表 藤
を記載するに
○京都の警備

○省院臨幸
各省總督への臨幸
はされて親しく
に御内決り
○小松宮 同
近傍より出立
日午前六時四
殿ありたり
○賢所參拜 外
赴任するに付
於て酒饗を下
○皇居御遊覽公
一區は皇居御
第三區は宮内
められしやに
○御遊覽場 皇
御遊覽場を設
御遊覽場
○檢査院長 海
翌十八日長崎
○轉任の噂 森
後任之内務大
たり
○代理を解く
林同大書記官
○秋田縣令 赤
歸省し此程出
歸任せり
○憲兵本部長
部次長憲兵少
○歸京 藤に古
る東京大學教
縣下へ出立し
十八日歸京し
○井上操氏 司
用掛(月俸九十
課にて管理せ
と云ふりる由
昨日限り廢止
○學術檢査 藤
陛下上官の學
○有爵者表 藤
を記載するに
○京都の警備

○省院臨幸
各省總督への臨幸
はされて親しく
に御内決り
○小松宮 同
近傍より出立
日午前六時四
殿ありたり
○賢所參拜 外
赴任するに付
於て酒饗を下
○皇居御遊覽公
一區は皇居御
第三區は宮内
められしやに
○御遊覽場 皇
御遊覽場を設
御遊覽場
○檢査院長 海
翌十八日長崎
○轉任の噂 森
後任之内務大
たり
○代理を解く
林同大書記官
○秋田縣令 赤
歸省し此程出
歸任せり
○憲兵本部長
部次長憲兵少
○歸京 藤に古
る東京大學教
縣下へ出立し
十八日歸京し
○井上操氏 司
用掛(月俸九十
課にて管理せ
と云ふりる由
昨日限り廢止
○學術檢査 藤
陛下上官の學
○有爵者表 藤
を記載するに
○京都の警備

○省院臨幸
各省總督への臨幸
はされて親しく
に御内決り
○小松宮 同
近傍より出立
日午前六時四
殿ありたり
○賢所參拜 外
赴任するに付
於て酒饗を下
○皇居御遊覽公
一區は皇居御
第三區は宮内
められしやに
○御遊覽場 皇
御遊覽場を設
御遊覽場
○檢査院長 海
翌十八日長崎
○轉任の噂 森
後任之内務大
たり
○代理を解く
林同大書記官
○秋田縣令 赤
歸省し此程出
歸任せり
○憲兵本部長
部次長憲兵少
○歸京 藤に古
る東京大學教
縣下へ出立し
十八日歸京し
○井上操氏 司
用掛(月俸九十
課にて管理せ
と云ふりる由
昨日限り廢止
○學術檢査 藤
陛下上官の學
○有爵者表 藤
を記載するに
○京都の警備

○省院臨幸
各省總督への臨幸
はされて親しく
に御内決り
○小松宮 同
近傍より出立
日午前六時四
殿ありたり
○賢所參拜 外
赴任するに付
於て酒饗を下
○皇居御遊覽公
一區は皇居御
第三區は宮内
められしやに
○御遊覽場 皇
御遊覽場を設
御遊覽場
○檢査院長 海
翌十八日長崎
○轉任の噂 森
後任之内務大
たり
○代理を解く
林同大書記官
○秋田縣令 赤
歸省し此程出
歸任せり
○憲兵本部長
部次長憲兵少
○歸京 藤に古
る東京大學教
縣下へ出立し
十八日歸京し
○井上操氏 司
用掛(月俸九十
課にて管理せ
と云ふりる由
昨日限り廢止
○學術檢査 藤
陛下上官の學
○有爵者表 藤
を記載するに
○京都の警備

○省院臨幸
各省總督への臨幸
はされて親しく
に御内決り
○小松宮 同
近傍より出立
日午前六時四
殿ありたり
○賢所參拜 外
赴任するに付
於て酒饗を下
○皇居御遊覽公
一區は皇居御
第三區は宮内
められしやに
○御遊覽場 皇
御遊覽場を設
御遊覽場
○檢査院長 海
翌十八日長崎
○轉任の噂 森
後任之内務大
たり
○代理を解く
林同大書記官
○秋田縣令 赤
歸省し此程出
歸任せり
○憲兵本部長
部次長憲兵少
○歸京 藤に古
る東京大學教
縣下へ出立し
十八日歸京し
○井上操氏 司
用掛(月俸九十
課にて管理せ
と云ふりる由
昨日限り廢止
○學術檢査 藤
陛下上官の學
○有爵者表 藤
を記載するに
○京都の警備

○省院臨幸
各省總督への臨幸
はされて親しく
に御内決り
○小松宮 同
近傍より出立
日午前六時四
殿ありたり
○賢所參拜 外
赴任するに付
於て酒饗を下
○皇居御遊覽公
一區は皇居御
第三區は宮内
められしやに
○御遊覽場 皇
御遊覽場を設
御遊覽場
○檢査院長 海
翌十八日長崎
○轉任の噂 森
後任之内務大
たり
○代理を解く
林同大書記官
○秋田縣令 赤
歸省し此程出
歸任せり
○憲兵本部長
部次長憲兵少
○歸京 藤に古
る東京大學教
縣下へ出立し
十八日歸京し
○井上操氏 司
用掛(月俸九十
課にて管理せ
と云ふりる由
昨日限り廢止
○學術檢査 藤
陛下上官の學
○有爵者表 藤
を記載するに
○京都の警備